

筑波大学学長選考とその諸問題

緊急オンライン院内集会「国立大学はどこへ行く？——国立大学法人法改正案の問題点を考える」、2021年4月19日

佐藤嘉幸（筑波大学）

1 2020年の学長選考で起こったこと

1) 学長の任期制限が撤廃された

学長任期は2期6年までだったが、2020年4月1日の教職員向け通達により、任期制限が撤廃された（定年制も適用されない）。これによって理論上は、生きている限り学長を続けることも可能となった。

2) 意向投票が廃止された

同じく2020年4月1日の教職員向け通達により、意向投票が廃止され、参考程度の意味しか持たない「意見聴取」に変更された。「意見聴取」とは、教職員による投票は行わすが、最終的に学長選考会議に新学長の選考権限がある、というシステムのこと。

「意見聴取」では、永田学長（584票）が対立候補（951票）に約1.6倍の差で敗北した（投票率の低さゆえ、永田氏が獲得した票数は有権者の1割程度である）。しかし学長選考会議は、永田氏を「筑波大学の卓越性を高めることができる者であると認め」、次期学長に選出した。

*詳細は、「筑波大学の学長選考を考える会」HPを参照 <https://www.2020tkbgakuchou.net/>

この2点だけでも大きな問題だが、さらに問題なのは、この制度変更が学内で広く意見集約を行うことなく、学長選考会議、教育研究評議会のみによって「主体的に」決定された点である。また、この制度変更に関する大学側からの説明会も行われていない。

*筑波大学教職員組合による公開質問状への回答を参照：

<https://sites.google.com/view/kyoshokuinkumiai-tsukuba/2020president>

こうした制度の変更、その決定過程はいずれも学内民主主義を無視するものであり、かつ、新制度が学長の独裁を招きかねない、という点で大きな問題である。

意向調査という客観的な基準を撤廃して、学長選考会議が「主体的に」学長を選考するシステムにすれば、選考過程は不透明になり、お友達によるお友達の選出という傾向が強まる。学長選考会議の委員は経営協議会より10名、教育研究評議会より10名、理事が4名という構成だが、学内委員、学外委員とも、最終的には学長が任命する。現職学長が圧倒的に有利なシステム。

2 筑波大学の軍事研究問題

筑波大学は2018年12月に、軍事研究を行わないという「基本方針」（「筑波大学における軍事研究に関する基本方針」）を社会に向けて発表した。ところが、わずかその1年後の2019年12月、筑波大学はこの「基本方針」に反して、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2次募集）研究課題Sタイプに応募し、採択された。これは、5年間で最大20億円もの予算がつく大規模な研究資金（実際に採択された研究は4年間で12億円）であり、このタイプに採択された大学は筑波大学が初めて。（1次募集で応募者がいなかったため、急遽2次募集が設定された。

筑波大学から、政府＝自民党の意向に沿って応募した疑いが濃厚である。）

「筑波大学における軍事研究に関する基本方針」

<https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2018m01.pdf>

「筑波大学（以下「本学」という。）は、国内的にも国際的にも「開かれた大学」を建学の理念とし、変動する現代社会に不断に対応していくこととしている。

近年の国際的な安全保障環境や大規模災害などの地球規模課題の解決に向け、人類・社会の安全・安心に寄与する基礎及び応用諸科学を探究していくことは、本学の重要な使命の一つと考える。

本学におけるあらゆる研究活動は、人道に反しないことを原則とし、学問の自由及び学術研究の健全な発展を図るため、研究者の自主性・自律性が尊重され、かつ研究の公開性が担保されるものでなければならない。これらに反していることから、本学は軍事研究を行わない。」

「軍事転用を見据えた技術研究の賛否」に関する学内アンケート（『筑波大学新聞』336号、2017年7月）
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/public-newspaper/336.pdf>

（教員）賛成：14.7% どちらかと言えば賛成：9.2% どちらとも言えない：21.2%

どちらかと言えば反対：14.1% 反対：40.8%

（学生）賛成：11.4% どちらかと言えば賛成：19.7% どちらとも言えない：34.3%

どちらかと言えば反対：21.7% 反対：12.7%

学長選考過程における、筑波大学教職員組合による「公開質問状」への回答：

<https://drive.google.com/file/d/1groyXuRH05RWQb44nIjO8jczLRW5j--O/view>

1) 永田学長は、軍事研究を「他国の民の命と領土の安全を侵す攻撃的な行動」と定義して、防衛装備庁研究資金の受け入れを正当化している。しかしこの定義は、上記の「基本方針」のどこにも書かれていない、個人的定義でしかない。

2) 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」の公募要領には「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託します」と明記されているが、これを無視して「この中に軍事に関する内容は読み取れません」と強弁。さらに、「これが認められないのであれば、私たちは米国国防省の資金で開発されたインターネットは使えないこととなります」と強引なデュアルユース論を展開。

プレス向け記者会見では、「科学者が防衛予算を受けるのは問題だと批判には「資金の出所は（防衛省や米軍など）どこであっても構わず、軍事研究かどうかの見極めで重視するのは研究内容だ」と説明した。」

（「攻撃に関わるのが軍事研究」筑波大が批判に釈明）、『朝日新聞』、2020年3月27日）

<https://digital.asahi.com/articles/ASN3V7V7BN3VUJHB002.html>

これは「米軍資金の受け入れは望ましくない」とした、1967年の大河内一男国立大学協会会長の所見と矛盾。永田学長は現在、国立大学協会会長であり、筑波大学の動きは国立大学に大きな影響を与えかねない。

3 指定国立大学構想と人文社会系の崩壊

筑波大学は、永田学長のイニシアティブにより、2020年に「指定国立大学」に選出されたが、その選考調書は大学の留学生数を水増しして業績を過大に見せるものだった。こうした事実は、大学ランキングを作成している Times Higher Education によって問題とされ、ステートメントが公表されている（以下を参照：<https://www.2020tkbgakucho.net/>）。指定国立大学構想は主として、政府＝自民党の新自由主義的の大学改革路線に沿って産学協同を強化する内容である。

他方、人文社会系では、2014年から2019年までに教員が約40人、約20%減少した。このため、多くの分野が廃止され、「学びたい分野が消滅した」などと学生が大きな不利益を被っている現状がある。人文科学系では分野の統廃合が相次ぎ、社会科学系では大学院法学、経済学専攻が廃止された（反対に、学長の選出母体である医学医療系では、同じ期間に教員数が増加している。筑波大学新聞 350号、2019年7月、11面参照。<https://www.tsukuba.ac.jp/about/public-newspaper/350.pdf>）。指定国立大学構想は筑波大学マレーシア校の開学も謳っているが、国民の税金で運営される国立大学が、人文社会系の以上のような機能不全を棚らざしにして、他国に分校を作るようなことになれば、国民の税金の使途に大きな矛盾を抱えることは明らかである。このように、学長選考システムの改悪と学内民主主義の解体は、筑波大学の教育、研究に大きな影響を及ぼしているのである。